

平成 19 年 11 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都中央区日本橋三丁目 3 番 11 号
スタートプロシード投資法人
代表者名
執行役員 平出 和也
(コード番号: 8979)
問合せ先
スタートアセットマネジメント投信株式会社
取締役管理部長 高内 啓次
TEL. 03-6202-0856

資産運用会社における金融商品取引業の登録申請に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託するスタートアセットマネジメント投信株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、本日開催の取締役会の決定に基づき、本日付で、関東財務局に対し、証券取引法等の一部を改正する法律附則第 159 条第 2 項及び金融商品取引法第 29 条の 2 に基づく金融商品取引業の登録申請を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本申請にあたり、下記のとおり業務方法書の内容を一部変更し、変更後の業務方法書を関東財務局に提出しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 登録申請の経緯

本資産運用会社は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第 159 条第 1 項により金融商品取引法第 29 条の登録を受けたものとみなされる「みなし登録運用業者」に該当するため、証券取引法等の一部を改正する法律附則第 159 条第 2 項に基づき、所定の書類を関東財務局に提出したものです。

2. 業務方法書の変更の内容

証券取引法等の一部を改正する法律第 5 条の規定による投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、本資産運用会社は金融商品取引法の適用を受けることになりました。本資産運用会社の業務方法書は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき作成されていましたが、金融商品取引法に定める記載内容に沿う形にするために、業務方法書に以下の内容の修正を行いました。

金融商品取引法に定める金融商品取引業者(投資運用業者)として、業務運営に関する基本原則、業務執行の方法及び苦情の解決のための体制等の明確化、並びに業として行う金融商品取引行為の種類及び投資運用業の種類等の追加。

金融商品取引法の規定等に基づく項目の追加及び項目立ての修正。

諸法令の制定及び改廃に伴う根拠法令の修正。

軽微な字句の修正等。

3. 運用状況への影響

本件による本投資法人の平成 20 年 4 月期の運用状況に対する影響は軽微であり、上記の修正による運用状況の修正は行いません。

以 上

本資料の配布先 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.sp-inv.co.jp>